

ADSL-direct サービス料金表

当社がブロードバンド・インターネット接続サービス契約約款(以下、約款といいます。)に基づき提供するADSL-direct サービス(以下、本サービスといいます。)に係る料金を、以下のとおり定めます。

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額利用料(ADSL 基本料)は暦月に従って計算します。
- 2 月額利用料は、本サービス利用開始の翌月より適用されます。専ら当社の責に帰すべき理由による場合を除き、解約となる場合は、解約月1月分の月額利用料を適用します。
- 3 当社はこの料金表の定めによらず、月額利用料を減額する期間を定める場合があります。この減額対象となる契約者が解約する場合の料金等の適用については、当社が別に定めるところによります。
- 4 契約区分(NTT 回線タイプ)、契約品目(回線クラス)の変更又は移転により月額利用料の額が増加又は減少したときは、増加又は減少後の料金は、その増加又は減少のあった月の翌月から適用します。
- 5 手続費は、当社が第2表 手続費に規定する手続を行った場合に適用します。
- 6 手続費のうち開通手続費は、初回の月額利用料請求時にあわせて請求します。ただし、契約者が、初回の月額利用料発生月の前に契約変更又は解約を行った場合、契約変更を行った月又は解約月の料金として請求します。
- 7 工事費は、当社が第3表 工事費に規定する工事を行った場合に適用し、工事を実施した月の料金として請求します。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、次の各号の方法のいずれかで、当社又はクレジットカード会社の定める支払条件に従い、料金等を支払っていただきます。契約者が指定できるクレジットカード会社、金融機関については、当社ホームページにて掲示いたします。
 - (1) クレジットカード
 - (2) 金融機関預金口座振替又は郵便局自動払込
- 10 契約者は、本サービスの料金等を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

- 11 契約者は、本サービスの料金等を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 12 料金等の支払いにおいて当社が必要と認める場合、当社は契約者が選択する支払方法とは別に、当社が発行する請求書に従い、その料金等を支払っていただく場合があります。この場合において、請求書発行ごとに請求書発行に係る手数料を料金等とあわせて支払っていただく場合があります。

(料金等の一括払い)

- 13 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 14 約款第 24 条(料金の支払義務)から第 26 条(手数料の支払義務)までの規定その他約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第1表 月額利用料

1. 回線タイプ1(NTT 電話回線共用型) ADSL モデムレンタル料金を含みます。

サービス名 最大速度	ADSL-direct 12(回線クラス1) 下り 12Mbps/上り 1Mbps*		ADSL-direct 50(回線クラス2) 下り 50Mbps/上り 5Mbps	
	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア
月額利用料 (税抜)	1,886 円	1,886 円	2,743 円	2,743 円

2. 回線タイプ2(ADSL 専用回線型) ADSL モデムレンタル料金を含みます。

サービス名 最大速度	ADSL-direct 12(回線クラス1) 下り 12Mbps/上り 1Mbps*		ADSL-direct 50(回線クラス2) 下り 50Mbps/上り 5Mbps	
	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア	NTT 東日本エリア	NTT 西日本エリア
月額利用料 (税抜)	3,315 円	3,315 円	4,172 円	4,172 円

*一部の NTT 収容局については、最大速度が下り 8Mbps/上り 1Mbps となります。該当収容局は当社ホームページのサービス提供エリア検索画面にて確認いただけます。

第2表 手続費

1 適用及び手続費の額

区 分	内 容	単 位	手続費の額(税抜)
開通手続費*	本サービスの開通手続に要する費用	1契約者回線ごと	800円
振込請求書発行手数料	振込請求書の発行に係る料金	1契約者回線について発行ごと	200円

*本サービスの開通手続きに着手した後、開通手続きの完了前に手続きを取り消した場合は、開通手続費に掲げる料金額を適用します。

第3表 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、契約者回線ごとに、回線調整の基本工事費と施工した工事に係る端末設備工事費、無効派遣工事費及び回線調整工事費を合計して算定します。

(2) 工事費の適用	工事費は次表のとおりです。	
	区 分	内 容
	端末設備工事費	1の契約者回線等の新設、移転、廃止若しくは変更等に伴い、工事担当者を派遣して当社の端末設備を設置、移設、撤去又は置換、若しくは端末設備の設定を変更する工事に要する費用
	無効派遣工事費	回線タイプ2の契約者回線等の設定、移転若しくは変更並びに端末設備の工事に伴い、契約者宅内で契約者立ち会いのもとで行う工事において、契約者の責めに帰すべき理由により、あらかじめ当社が契約者に通知した工事日に工事が実施できなかった場合に要する費用
	回線調整工事費	1のDSL等接続専用サービスに係る契約者回線について、NTT が定めるところにより回線調整工事(回線収容替え、ブリッジタップはずし(契約者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。)又は保安器取替え等を行うことをいいます。以下同じとします。)に要する費用
	備考 1. 当社は、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。 2. 回線調整について、保安器取替えのみを実施するときは、回線調整の基本工事費は適用しません。	
(3) 規定外工事の工事費の適用	当社の端末設備の新設、移転、置換、撤去及び設定変更工事並びに回線調整工事に伴い、当社規定外の工事を行った場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、別に算定する実費を加算して適用することがあります。	
(4) 工事費の減額の適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

2 工事費の額

区分		単位	工事費の額(税抜)
端末設備工事費		1工事ごと	6,800円
無効派遣工事費		1無効派遣工事ごと	6,500円
回線調整	基本工事費	1工事ごと	11,000円

工事費	回線収容替え	1工事ごと	8,000円
	ブリッジタップはずし	1工事ごと	9,000円
	保安器取替え	1工事ごと	8,000円

附則

この料金表(第1版)は、2007年4月1日時点のものです。

1. 2007年4月の開通手続きにかかる開通手数料及びサービス利用にかかる月額利用料について、この料金表の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附則

この料金表(第2版)は、2008年3月21日時点のものです。

附則

(実施期日)

1 この料金表(第3版)は、2008年8月18日時点のものです

(月額利用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次の表の左欄の契約品目は、同表の右欄の契約品目に移行します。

回線タイプ1の ADSL-direct 10(回線クラス1)	回線タイプ1の ADSL-direct 12(回線クラス1)
回線タイプ2の ADSL-direct 10(回線クラス1)	回線タイプ2の ADSL-direct 12(回線クラス1)

3 前項の規定にかかわらず、契約者回線の下り最大速度 10Mbps から 12Mbps への変更は、この改正規定の実施日から 2008年9月30日までに行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、支払いまたは支払わなければならなかった契約者の本サービスに係る料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附則

この料金表(第3.1版)は、2009年9月1日時点のものです。

この料金表(第4.0版)は、2014年2月13日時点のものです。

この料金表(第5.0版)は、2014年7月1日時点のものです。

この料金表(第5.1版)は、2015年4月1日時点のものです。

この料金表(第5.2版)は、2015年7月1日時点のものです。